

(書式 1-3-5)

遺留分減殺請求が行使された場合の遺産分割協議書

遺産分割協議書

被相続人〇〇〇〇(昭和〇〇年〇〇月〇〇日生、平成〇〇年〇〇月〇〇日死亡、  
本籍〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地、最後の住所〇〇県〇〇市〇〇町〇〇  
丁目〇〇番〇〇号)の遺産について、共同相続人妻〇〇〇〇、同長男〇〇〇〇及  
び同長女〇〇〇〇は、全員による協議の結果、次のとおり遺産を分割し、取得す  
ることを合意した。

1 妻〇〇〇〇は、次の遺産を取得する。

所在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目  
地番 〇〇番  
地目 宅地  
地積 〇〇〇・〇〇平方メートル

所在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地  
家屋番号 〇〇番  
種類 居宅  
構造 木造瓦葺2階建  
床面積 1階 〇〇・〇〇平方メートル  
2階 〇〇・〇〇平方メートル

第3項記載以外の預貯金、株式の全て

前項の建物内にある家財家具、その他の動産の全て

2 長男〇〇〇〇は、次の遺産を取得する。

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目  
地 番 〇〇番  
地 目 宅地  
地 積 〇〇〇・〇〇平方メートル

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地  
家屋番号 〇〇番

種 類 居宅兼店舗  
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建  
床面積 1階 〇〇・〇〇平方メートル  
2階 〇〇・〇〇平方メートル

3 長女〇〇〇〇は、次の遺産を取得する。

〇〇銀行〇〇支店の定期預金 額面金〇〇〇万円  
〇〇株式会社の株式 〇, 〇〇〇株

4 被相続人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付自筆証書遺言において、妻及び長男の相続分を各2分の1と指定する遺言をしているところ、長女からの遺留分減殺請求の結果、妻16分の7、長男16分の7、長女16分の2の相続分を基準として遺産分割を行うこととした。共同相続人は、この協議を尊重し、名義変更手続が円滑に行えるよう相互に協力するものとする。

以上のとおり、協議が真正に成立したことを証するため、この協議書を3通作成して署名押印し、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇 〇 〇 〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇 〇 〇 〇 印



## 解説

遺留分を侵害された相続人は、遺贈から始め、後の贈与から順次前の贈与を対象として減殺請求をすることになる（民法第1033条、第1035条）。本例のように、被相続人が遺言で共同相続人の相続分を過大又は過小に指定したことにより、遺留分が侵害された場合は、減殺の意思表示により、遺留分を害する限度において、相続分の指定が失効し（民法第902条第1項但書）、遺留分権利者である相続人は相続分を回復することになり、その結果に基づき遺産分割協議を行うことになる。

